

各位

平成18年10月5日

会社名 日清医療食品株式会社
 代表者名 代表取締役社長 村田清和
 (JASDAQ・コード 4315)
 問合せ先 常務取締役総務本部長
 織田 和彦
 電話番号 03-3287-3611

親会社等の決算に関するお知らせ

当社の親会社等であるワタキューセイモア株式会社の平成18年6月期の決算内容が確定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 親会社等の名称等

- (1) 親会社等の名称 ワタキューセイモア株式会社
 (2) 事業の内容 医療・福祉施設のリネンサプライ業務及び販売
 白衣・ユニフォームの賃貸及び洗濯業
 (3) 当社との関係
 資本関係 親会社等の議決権所有割合 59.9%
 人的関係 当社の代表取締役社長が同社の取締役を兼務しております。
 当社の取締役副会長が同社の代表取締役社長を兼務しております。
 取引関係 当社従業員のユニフォームのクリーニング。
 同社社員食堂の給食業務。

2. 株式の所有者別状況、大株主の状況、役員の状況

(1) 株式の所有者別状況

平成18年6月30日現在

区分	株式の状況							計	端株の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	-	-	7	-	-	58	65	-
所有株式数 (株)	-	-	-	40,860	-	-	56,140	97,000	-
所有株式数の割合 (%)	-	-	-	42.12	-	-	57.87	100.00	-

(注) 比率については、表示単位未満を切り捨てて記載いたしております。

(2) 大株主の状況

平成18年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
(株)清和	京都府綴喜郡井手町	25,460	26.24
村田清和	京都府綴喜郡井手町	11,795	12.15
伊藤忠商事(株)	東京都港区	10,000	10.30
ワタキューセイモア従業員持株会	京都府綴喜郡井手町	8,569	8.83
村田秀太郎	京都府綴喜郡井手町	4,427	4.56
綿久エンジニアリング(株)	京都府綴喜郡井手町	4,000	4.12
柳本孝一郎	京都府相楽郡加茂町	2,536	2.61
村田憲彦	佐賀県小城市	2,500	2.57
村田土郎	東京都港区	1,937	1.99
鳥井健次	北海道小樽市	1,764	1.81
計	-	72,988	75.24

(注) 比率については、表示単位未満を切り捨てて記載いたしております。

(3) 役員 の 状 況

平成18年7月1日現在

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
取締役 会長 (代表取締役)		村田秀太郎	昭和7年10月2日生	昭和25年2月 綿久製綿(株)(現ワタキューセイモア(株))入社 昭和30年8月 同社取締役就任 昭和37年7月 綿久寝具(株)(現ワタキューセイモア(株)) 常務取締役就任 昭和43年3月 同社常務取締役兼九州支店長就任 昭和47年9月 当社常務取締役就任 昭和56年9月 綿久寝具(株)(現ワタキューセイモア(株)) 代表取締役社長 当社代表取締役社長就任 平成8年5月 当社代表取締役会長就任 平成9年8月 当社取締役相談役就任 平成9年9月 ワタキューセイモア(株)代表取締役会長就任(現任) 平成12年3月 当社取締役就任	4,427
取締役 社長 (代表取締役)		安道光二	昭和16年11月5日生	昭和32年3月 綿久製綿(株)(現ワタキューセイモア(株))入社 昭和37年7月 綿久寝具(株)(現ワタキューセイモア(株))に移籍 昭和55年8月 同社取締役兼東北支店長就任 当社取締役就任 平成7年9月 ワタキューセイモア(株)常務取締役 兼東北支店長就任 平成9年8月 同社代表取締役社長就任(現任) 当社代表取締役社長就任 平成12年3月 当社取締役就任 平成17年4月 当社代表取締役社長 11月 当社取締役副会長(現任)	495
取締役 副社長	九州支社長	村田弘志	昭和18年11月24日生	昭和42年3月 綿久寝具(株)(現ワタキューセイモア(株))入社 昭和56年9月 同社取締役就任 当社取締役就任 昭和59年9月 綿久寝具(株)(現ワタキューセイモア(株))取締役 兼九州支店長就任 平成7年9月 ワタキューセイモア(株)常務取締役 兼九州支店長就任 平成9年8月 同社取締役副社長兼西日本営業本部長就任 当社取締役副社長就任 平成11年7月 ワタキューセイモア(株)取締役副社長 兼購買本部長就任 平成13年7月 同社取締役副社長兼購買本部長 兼九州支社長就任 平成16年7月 同社取締役副社長兼九州支社長(現任)	1,736
常務 取締役	関連会社管理 本部長兼法審 監査室長	鈴木臣道	昭和16年1月24日生	昭和31年4月 綿久製綿(株)(現ワタキューセイモア(株))入社 昭和42年2月 綿久寝具(株)(現ワタキューセイモア(株))に移籍 昭和61年9月 同社本社資材部長就任 平成5年7月 同社近畿支店長就任 平成7年9月 同社取締役兼近畿支店長就任 平成13年7月 同社常務取締役 兼関連会社管理本部長就任(現任) 平成18年7月 同社常務取締役兼法審監査室長就任(現任)	
常務 取締役	財務本部長	大西且祐	昭和17年1月14日生	昭和36年3月 綿久製綿(株)(現ワタキューセイモア(株))入社 昭和42年2月 綿久寝具(株)(現ワタキューセイモア(株))に移籍 昭和50年7月 同社近畿支店営業部長就任 昭和61年7月 同社東京支店次長就任 平成7年9月 同社取締役兼東京支店長就任 平成13年7月 同社常務取締役兼財務本部長就任(現任) 平成17年9月 (株)フロンティア 代表取締役社長就任(現任)	754
取締役	総務人事 本部長	安立敏幸	昭和13年10月19日生	昭和48年11月 綿久寝具(株)(現ワタキューセイモア(株))入社 同社東北支店次長就任 平成9年7月 同社東北支店長就任 平成9年9月 同社取締役兼東北支店長就任 平成13年7月 同社取締役兼生産本部長就任 平成16年7月 同社取締役兼総務人事本部長就任(現任)	
取締役	内部統制室長	佐藤芳光	昭和15年4月3日生	昭和42年6月 綿久寝具(株)(現ワタキューセイモア(株))入社 昭和46年3月 同社八戸営業所長就任 平成9年7月 同社北海道支店長就任 平成9年9月 同社取締役兼北海道支店長就任 平成13年7月 同社取締役兼法審監査室長就任 平成18年7月 同社内部統制室長就任(現任)	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
取締役	会長社長室長	中島征夫	昭和18年3月31日生	昭和41年3月 綿久寝具(株)(現ワタキューセイモア(株))入社 昭和51年7月 当社に出向 昭和60年9月 当社近畿支店長就任 昭和63年12月 綿久寝具(株)(現ワタキューセイモア(株))に復帰 同社近畿支店営業部長代理就任 平成10年7月 同社近畿支店次長就任 平成12年9月 同社取締役兼近畿支店次長就任 平成13年7月 同社取締役兼会長社長室長就任(現任)	36
取締役	営業本部長	達川 勲	昭和17年8月8日生	昭和42年10月 綿久寝具(株)(現ワタキューセイモア(株))入社 昭和56年5月 (株)新潟県厚生事業協同公社に出向 同社取締役就任 平成4年8月 同社常務取締役就任 平成9年7月 ワタキューセイモア(株)に復帰 同社名古屋支店長就任 平成12年9月 同社取締役兼名古屋支店長就任 平成13年7月 同社取締役兼営業本部副本部長就任 平成14年7月 同社取締役兼営業本部長就任(現任)	
取締役	営業本部 副本部長	高佐宣佳	昭和21年4月29日生	昭和40年5月 綿久寝具(株)(現ワタキューセイモア(株))入社 平成元年7月 綿久リネン(株)に出向 同社東京支店長就任 平成元年11月 Wayakyu Linen(Guam)Co.,Ltd.に出向 同社副社長就任 平成7年7月 ワタキューセイモア(株)に復帰 同社九州支店 南九州営業所長就任 平成12年1月 同社九州支店長就任 平成13年7月 同社東京支店長就任 平成16年9月 同社取締役兼東京支店長就任 平成17年4月 同社取締役兼営業本部副本部長就任(現任)	100
取締役		塩原丈夫	昭和20年9月22日生	昭和48年9月 綿久寝具(株)(現ワタキューセイモア(株))入社 平成6年4月 同社名古屋支店 長野営業所長就任 平成8年10月 同社名古屋支店次長就任 平成13年7月 同社名古屋支店長就任 平成16年9月 同社取締役兼名古屋支店長就任 平成17年4月 同社取締役就任(現任) 医療法人昭友会本部長就任(現任)	
取締役		村田清和	昭和28年12月1日生	昭和51年3月 綿久寝具(株)(現ワタキューセイモア(株))入社 昭和56年9月 同社取締役就任 当社取締役(現任) 平成元年4月 綿久寝具(株)(現ワタキューセイモア(株))取締役 兼秋田営業所長就任 平成7年10月 同社取締役 兼ホームケア部門長就任 平成9年8月 同社取締役副社長兼ホームケア事業本部長就任 平成13年2月 同社取締役副社長就任 (株)ハートウェル代表取締役社長就任 平成13年7月 ワタキューセイモア(株)取締役副社長 兼総務人事本部長就任 平成16年7月 同社取締役就任(現任) 平成17年11月 当社代表取締役社長就任(現任) (株)ハートウェル代表取締役会長就任(現任)	11,795
取締役		間 裕 治	昭和26年7月22日生	昭和49年4月 伊藤忠商事(株)入社 平成17年4月 同社ブランドマーケティング第2部門ライフスタイル部長(現任) 9月 ワタキューセイモア(株)社外取締役(現任)	
常勤監査役		市 場 重 隆	昭和23年6月18日生	昭和46年4月 綿久寝具(株)(現ワタキューセイモア株式会社)入社 昭和63年7月 綿久リネン(株)に出向 同社中国支店松山工場へ転勤 平成5年7月 綿久寝具(株)(現ワタキューセイモア株式会社)に復帰 同社本社資材部長 平成13年7月 同社購買本部資材部長 平成15年7月 同社財務本部資材部長 平成18年1月 同社監査役(現任)	540

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
監査役		村 田 孝 子	昭和18年5月18日生	昭和38年9月 綿久寝具(株)(現ワタキューセイモア(株))入社 昭和43年11月 同社東京支店に転勤 昭和44年6月 同社退職 平成17年9月 同社監査役(現任)	1,594
監査役		田 宮 甫	昭和8年10月22日生	昭和30年10月 司法試験合格 昭和33年4月 弁護士登録 田宮合同法律事務所開設(現任) 平成15年9月 ワタキューセイモア(株)監査役就任(現任)	
監査役		奥 村 正	昭和12年1月19日生	昭和30年4月 第一銀行(現・みずほ銀行、みずほコーポレート銀行)入 昭和47年12月 第一勧業銀行(現・みずほ銀行、みずほコーポレート銀行)退職 (最終職歴 大阪支店副参事) 昭和48年1月 奥村製罐(株) 入社 同社常務取締役 平成13年8月 同社監査役 平成17年8月 同社顧問(現任) 平成18年1月 ワタキューセイモア(株)監査役就任(現任)	
計					21,477

- (注) 1. 取締役村田清和は、代表取締役社長安道光二の義弟であります。
2. 取締役高佐宣佳は、取締役村田清和の義兄であります。
3. 監査役村田孝子は、取締役副社長村田弘志の配偶者であります。
4. 取締役間裕治は、会社法第2条第15項に定める社外取締役であります。
5. 監査役の田宮 甫及び奥村 正は、会社法第2条第16項に定める社外監査役であります。

3. 財務諸表

(1)貸借対照表(平成18年6月30日現在)

(単位:千円)

(資産の部)		(負債の部)	
科目	金額	科目	金額
流動資産	25,910,034	流動負債	22,035,913
現金及び預金	12,842,803	支払手形	6,578,628
受取手形	1,087,539	営業外支払手形	863,235
売掛金	10,130,256	買掛金	3,909,318
棚卸資産	852,458	短期借入金	3,373,627
前払費用	162,863	1年以内返済予定の長期借入金	2,503,924
繰延税金資産	230,131	未払金	3,181,791
短期貸付金	64,853	未払費用	756,125
未収入金	185,174	未払消費税等	86,771
未収還付法人税等	165,017	預り金	290,795
未収還付消費税等	201,275	賞与引当金	471,000
その他	105,660	その他の	20,695
貸倒引当金	118,000	固定負債	3,894,903
固定資産	60,232,601	長期借入金	2,955,582
(有形固定資産)	(31,088,662)	役員退職慰労引当金	816,901
建物	9,468,534	その他	122,419
構築物	1,293,985		
機械装置	4,009,614	負債合計	25,930,816
車両運搬具	143,003	(純資産の部)	
工具器具備品	721,984	株主資本	60,061,638
土地	15,312,272	資本金	48,500
建設仮勘定	139,267		
(無形固定資産)	(788,626)	利益剰余金	60,013,138
のれん	679,928		
ソフトウェア	84,285	利益準備金	12,125
その他	24,413	その他利益剰余金	60,001,013
(投資その他の資産)	(28,355,312)	特別償却準備金	322,358
投資有価証券	804,903	別途積立金	56,200,000
関係会社株式	11,756,244	繰越利益剰余金	3,478,654
出資金	1,739,849		
関係会社出資金	249,306	評価・換算差額等	150,181
長期貸付金	4,876,346	その他有価証券評価差額金	153,255
関係会社長期貸付金	7,338,648	繰延ヘッジ損益	3,073
破産・更生債権等	291,469		
長期前払費用	102,685	純資産合計	60,211,819
繰延税金資産	4,062,488	負債及び純資産合計	86,142,636
会員権	204,778		
保険積立金	1,184,889		
敷金・保証金	1,388,745		
前払年金費用	2,405,472		
その他	28,484		
貸倒引当金	8,079,000		
資産合計	86,142,636		

(2)損益計算書(自平成17年7月1日至平成18年6月30日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
売上高		85,467,069
売上原価		70,244,554
売上総利益		15,222,514
販売費及び一般管理費		12,942,248
営業利益		2,280,266
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,591,285	
賃貸貸収	262,698	
匿名組合投資利益	84,974	
保険金収	234,451	
その他の	225,968	2,399,378
営業外費用		
支払利息	82,885	
賃貸原価	26,263	
貸倒引当金繰入額	813,353	
その他の	13,540	936,043
経常利益		3,743,601
特別利益		
貸倒引当金戻入益	475,996	
固定資産売却益	321,489	
過去勤務債務償却額	702,872	1,500,359
特別損失		
固定資産売却損	303,305	
固定資産除却損	28,790	
関係会社整理損	8,000	
関係会社株式評価損	365,424	
投資有価証券評価損	44,917	
金融商品解約損失	85,932	
役員退職功労金	130,745	
減損損失	178,549	1,145,664
税引前当期純利益		4,098,296
法人税、住民税及び事業税	1,013,302	
法人税等調整額	480,395	1,493,697
当期純利益		2,604,598

(3) 株主資本等変動計算書(自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)

(単位:千円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	利益剰余金				利益剰余金 合計	
		利益 準備金	その他利益剰余金				
			特別償却 準備金	別途 積立金	繰越 利益剰余金		
平成17年6月30日残高 (千円)	48,500	12,125	316,672	53,200,000	3,908,841	57,437,639	57,486,139
事業年度中の変動額 (千円)							
剰余金の配当					29,100	29,100	29,100
別途積立金の積立				3,000,000	3,000,000	-	-
特別償却準備金の積立			78,587		78,587	-	-
特別償却準備金の取崩			72,901		72,901	-	-
当期純利益					2,604,598	2,604,598	2,604,598
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)						-	-
事業年度中の変動額合計 (千円)			5,686	3,000,000	430,187	2,575,498	2,575,498
平成18年6月30日残高 (千円)	48,500	12,125	322,358	56,200,000	3,478,654	60,013,138	60,061,638

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成17年6月30日残高 (千円)	76,451		76,451	57,562,590
事業年度中の変動額 (千円)				
剰余金の配当				29,100
別途積立金の積立				
特別償却準備金の積立				
特別償却準備金の取崩				
当期純利益				2,604,598
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)	76,803	3,073	73,730	73,730
事業年度中の変動額合計 (千円)	76,803	3,073	73,730	2,649,228
平成18年6月30日残高 (千円)	153,255	3,073	150,181	60,211,819

[注記]

[重要な会計方針]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券(金銭信託を構成する有価証券を含む。)

満期保有目的の債券については、償却原価法(定額法)によっております。

その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

その他有価証券のうち時価のないものについては、総平均法による原価法によっております。

子会社株式及び関連会社株式については、総平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) たな卸資産

商品

総平均法に基づく原価法によっております。

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

のれんについては、5 年間で均等償却しております。

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額に基づく当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生した事業年度から費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生した事業年度に全額費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

リース取引の処理方法...リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた方法によっております。

ヘッジ会計の方法繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、金利スワップ取引のうち金利スワップの特例処理の対象となる取引については、当該特例処理を採用しております。

消費税等の処理方法.....消費税等の処理方法は、税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更

(1) 固定資産の減損に係る会計基準の適用

当期より、「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成 14 年 8 月 9 日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成 15 年 10 月 31 日 企業会計基準適用指針第 6 号）を適用しております。これにより、税引前当期純利益は、178,549 千円減少しております。なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

(2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第 5 号 平成 17 年 12 月 9 日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第 8 号 平成 17 年 12 月 9 日）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は 60,214,893 千円であります。

なお、会社計算規則の施行により、当期における貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則により作成しております。

(3) 退職給付に係る会計基準

当期より「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第 3 号 平成 17 年 3 月 16 日）及び「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 7 号 平成 17 年 3 月 16 日）を適用しております。これに伴い、前期末未認識年金資産のうち、期首に過去勤務債務に振り替えた 702,802 千円は、当期に一括償却し特別利益に計上し、数理計算上の差異に振り替えた 898,653 千円は、当期から 5 年間の定額法により按分した額を退職給付費用から控除しております。また、企業会計基準第 3 号の適用により当期末に発生した数理計算上の差異 951,939 千円は、退職給付費用から控除しております。この結果、営業利益及び経常利益は、370,118 千円、税引前当期純利益は、1,072,991 千円それぞれ増加しております。

(4) たな卸資産の評価基準及び評価方法

当事業年度から商品の評価基準及び評価方法を「最終仕入原価法」から「総平均法による原価法」に変更しました。変更の理由は、システム更新に伴い、原価管理の質的向上を推進し、事務処理を合理化するためであります。

この変更により、従来の方法と比較して商品は、1,759 千円減少し、売上原価は同額増加し、売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ同額減少しております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供されている資産に係る事項

従業員等の借入金の担保として、定期預金 168,000 千円を供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

22,493,033 千円

3. 保証債務に係る事項

被 保 証 者	保証金額 (千円)	被保証債務の内容
株 式 会 社 成 玉 舎	50,000	株式会社三井住友銀行からの借入のため
	853,000	株式会社南都銀行からの借入のため
村 田 清 和	800,000	株式会社三井住友銀行からの借入のため
株 式 会 社 五 光 舎	362,500	株式会社南都銀行からの借入のため
株 式 会 社 万 葉	66,800	株式会社みずほ銀行からの借入のため
	25,000	株式会社三井住友銀行からの借入のため
	355,000	株式会社南都銀行からの借入のため
	277,778	株式会社埼玉りそな銀行からの借入のため
	123,000	中小企業金融公庫からの借入のため
そ の 他	704,324	
計	3,617,402	

4. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	1,460,371 千円
長期金銭債権	1,197,957 千円
短期金銭債務	692,039 千円

5. 取締役及び監査役に対する金銭債権

501,000 千円

6. 取締役及び監査役に対する金銭債務

29,610 千円

[損益計算書に関する注記]

1. 関係会社との取引高

売上高	5,931,999 千円
仕入高	5,639,422 千円
営業取引以外の取引	1,428,538 千円

2. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を計上した主な資産

場 所	用 途	種 類
岩 手 県 花 巻 市	土地の賃貸借契約	土地
北 海 道 小 樽 市	遊休資産	土地
新 潟 県 新 潟 市	遊休資産	土地
兵 庫 県 丹 波 市	遊休資産	土地

(2) 減損損失に至った経緯

賃貸資産の一部及び重要な遊休資産については、近年の地価下落、賃貸相場の低迷等により収益性が当初の予想よりも低下しているため、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額

土地	178,549 千円
計	178,549 千円

(4) 資産のグルーピングの方法

当社は、事業用資産については、管理会計上の区分を基準に、支店単位を独立したキャッシュ・フローを生み出す単位とし、本社については共用資産としてグルーピングしております。

また、賃貸資産及び重要な遊休資産については、物件単位にグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

事業用資産及び賃貸資産については、原則として使用価値にて測定しており、将来キャッシュ・フローを5.06%で割り引いて算定しております。

なお、回収可能価額は、主として固定資産税評価額を基にした正味売却価額により評価しております。

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 事業年度の末日における発行済株式の数

97,000 株

2. 事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成 17 年 9 月 28 日の定時株主総会において、次のとおり決議している。

・普通株式の配当に関する事項

(a) 配当金の総額	29,100 千円
(b) 1 株当たりの配当額	300 円
(c) 基準日	平成 17 年 6 月 30 日
(d) 効力発生日	平成 17 年 9 月 28 日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成 18 年 9 月 28 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議を予定している。

・普通株式の配当に関する事項

(a) 配当金の総額	29,100 千円
(b) 配当の原資	利益剰余金
(c) 1 株当たりの配当額	300 円
(d) 基準日	平成 18 年 6 月 30 日
(e) 効力発生日	平成 18 年 9 月 28 日

[税効果に関する注記]

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動の部)

繰延税金資産	
賞与引当金	197,804 千円
その他	32,326 千円
繰延税金資産合計	<u>230,131 千円</u>

(固定の部)

繰延税金資産	
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	343,072 千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	3,330,469 千円
関係会社株式評価損否認	1,732,178 千円
減損損失	74,984 千円
その他	166,811 千円
繰延税金資産合計	<u>5,647,514 千円</u>
繰延税金負債	
特別償却準備金	463,845 千円
前払年金費用	1,010,219 千円
その他有価証券評価差額金	110,962 千円
繰延税金負債合計	<u>1,585,026 千円</u>
繰延税金資産(負債)の純額	<u><u>4,062,488 千円</u></u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	42.00%
(調整)	
住民税均等割等	0.20%
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.15%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	13.83%
留保金額に対する税額	5.13%
その他	0.21%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u><u>36.44%</u></u>

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

資産科目	取得価額 相当額	減価償却累計額 相当額	減損損失累計額 相当額	期末残高 相当額
建物附属設備	52,480	26,713	-	25,767
機械装置	1,227,954	254,355	-	973,598
車両運搬具	7,470	5,806	-	1,663
工具器具備品	1,412,980	666,989	-	745,991
ソフトウェア	918,468	171,580	-	746,887
合計	3,619,353	1,125,445	-	2,493,908

(注)なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産及び無形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2)未経過リース料期末残高相当額

(単位：千円)

	1年以内	1年超	計
未経過リース料期末残高相当額 (ファイナンス・リース)	711,078	1,782,829	2,493,908

(注)なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産及び無形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3)支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	607,211 千円
減価償却費相当額	607,211 千円

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

1株当たり情報に関する注記

(1)1株当たり純資産額	620,740 円 40 銭
(2)1株当たり当期純利益	26,851 円 53 銭

(注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	2,604,598 千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円
普通株式に係る当期純利益	2,604,598 千円
普通株式の期中平均株式数	97,000 株

[退職給付関係]

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、ワタキューグループ企業年金基金制度に加入しております。なお、同基金制度は、連合設立のワタキューグループ厚生年金基金から平成 16 年 11 月 1 日付厚生労働大臣から移行認可されたものであります。

2. 退職給付債務に関する事項

(a) 退職給付債務	5,466,636 千円
(b) 年金資産	9,202,286 千円
(c) 小計(a) + (b)	3,735,649 千円
(d) 数理計算上の差異	1,330,177 千円
(e) 前払年金費用	2,405,472 千円

3. 退職給付費用に関する事項

(a) 勤務費用	277,317 千円
(b) 利息費用	82,198 千円
(c) 期待運用収益	320,054 千円
(d) 数理計算上の差異の費用処理額	109,252 千円
(e) 退職給付費用(a) + (b) + (c) + (d)	69,789 千円

(注)上記のほか、特別利益として過去勤務債務償却額 702,872 千円を計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(a) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(b) 割引率	1.5%
(c) 期待運用収益率	4.0%
(d) 過去勤務債務の額の処理年数	発生年度に全額一括費用処理しております。
(e) 数理計算上の差異の処理年数	発生年度よりその発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生した事業年度から費用処理しております。

[その他の注記]

特に記載すべき事項はありません。

監査報告書

当監査役会は、平成 17 年 7 月 1 日から平成 18 年 6 月 30 日までの第 44 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制について、その取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、これらに基づき当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第 159 条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会)等にしたがって整備している旨の通知を受けました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清友監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 18 年 9 月 1 日

ワタキューセイモア株式会社 監査役会
常勤監査役 市場 重隆 印
監査役 村田 孝子 印
監査役 田宮 甫 印
監査役 奥村 正 印

(注) 監査役田宮甫及び監査役奥村正は、「会社法第 2 条第 16 号及び第 335 条第 3 項に定める社外監査役であります。」

独立監査人の監査報告書

平成 18 年 8 月 28 日

ワタキューセイモア株式会社

取締役会 御中

清友監査法人

指定社員 公認会計士 平 岡 彰 信 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中 野 雄 介 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、ワタキューセイモア株式会社の平成 17 年 7 月 1 日から平成 18 年 6 月 30 日までの第 44 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 個別注記表の会計方針の変更に記載のとおり、会社は当事業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」等が適用されることとなるため、当該会計基準により計算書類及びその附属明細書を作成している。
2. 個別注記表の会計方針の変更に記載のとおり、会社は当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」等が適用されることとなるため、当該会計基準により計算書類及びその附属明細書を作成している。
3. 個別注記表の会計方針の変更に記載のとおり、会社は当事業年度より「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」等が適用されることとなるため、当該会計基準により計算書類及びその附属明細書を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上